

令和8年3月 10 日

「高病原性鳥インフルエンザワクチンに関する基本的方針」の 公表について

一般社団法人日本養鶏協会は、高病原性鳥インフルエンザワクチンに関して当協会としての考え方をとりまとめた「高病原性鳥インフルエンザワクチンに関する基本的方針」を公表しますので、お知らせいたします。

1 公表日時

令和8年3月 10 日 13 時

2 公表の背景

今日、高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) により、大規模な経済的損失が発生していますが、HPAI は、毎年度発生する状況であり、今までの防疫体制では防御できない状況となっております。このようななか、諸外国では、HPAI に対するワクチンが開発され、導入が検討されており、今後、主要国においてワクチンの導入が普及していく可能性があります。

我が国では、輸入に依存することなく、国内の鶏卵産業により、優れた国産鶏卵を安定的に国民に提供してきましたが、今後もHPAIが継続的に発生する場合、安定的・持続的な国産鶏卵を提供することも困難となり、更には、我が国以外の諸外国が、先進的に連携してワクチンの導入に踏み切った場合には、我が国の鶏卵産業の競争力は弱まり、その結果、国産鶏卵の国内外の市場を失うおそれがあります。

養鶏産業の健全な発展と国産鶏卵の持続的かつ安定的な供給を確保するためには、諸外国のワクチンの導入の検討状況を踏まえつつ、かつ、諸外国に遅れることなく、新たな防疫措置の一手法としてのワクチンの導入を進めておく必要があります。

3 高病原性鳥インフルエンザワクチンの導入に関する基本的方針の構成

- 1) はじめに
- 2) ワクチン導入の必要性
- 3) ワクチン導入時に想定される生産者の役割
- 4) 接種に用いられるワクチン
- 5) ワクチン接種後のサーベイランス
- 6) 今後の課題

お問い合わせ先

一般社団法人日本養鶏協会 業務第一部 田原、入江
電話番号 03-3297-5516

高病原性鳥インフルエンザワクチンに関する基本的方針

一般社団法人 日本養鶏協会

令和8年3月10日

1. はじめに

今日、高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)により、大規模な経済的損失が発生しているが、HPAIは、毎年度発生する状況であり、今までの防疫体制では防御できない状況となっていることが明らかになった。また、HPAIは人獣共通感染症であり、人や他畜種にも感染することがわかっている。このようななか、諸外国では、HPAIに対するワクチンが開発され、また、導入が検討されており、今後、主要国においてワクチンの導入が普及していく可能性がある。

我が国では、輸入に依存することなく、国内の鶏卵産業により、優れた国産鶏卵を安定的に国民に提供してきたが、今後もHPAIが継続的に発生する場合、安定的・持続的な国産鶏卵を提供することも困難となり、更には、我が国以外の諸外国が、先進的に連携してワクチンの導入に踏み切った場合には、我が国の鶏卵産業の競争力は弱まり、その結果、国産鶏卵の国内外の市場を失うおそれがある。

養鶏産業の健全な発展と国産鶏卵の持続的かつ安定的な供給を確保するためには、諸外国のワクチンの導入の検討状況を踏まえつつ、かつ、諸外国に遅れることなく、新たな防疫措置の一手法としてのワクチンの導入を進めておく必要がある。

この文書は、一般社団法人日本養鶏協会(以下、「日本養鶏協会」と称す。)の高病原性鳥インフルエンザワクチンに関する基本的方針である。

2. ワクチン導入の必要性

ワクチンは、HPAIウイルスの感染に要するウイルス量を引き上げることができ、HPAIウイルスに対する感染を阻止又は低減させ、発症・死亡を防ぐ効果がある。日本養鶏協会が、従来の防疫措置に加える新たな防疫措置として、ワクチンの導入を求める理由は以下のとおりである。

なお、「不顕性感染が広がる」、「常在化を招く」、「一度導入すると出口がない」、「根絶につながらず、また、根絶の取組みを阻害する」、「バイオセキュリティの意欲に支障を与える」、「貿易上問題が生じる」、「変異ウイルスが発生する」、「適切なワクチンがない」といった様々な見解が、これまでワクチンの導入を慎重にさせてきたが、国内外のワクチンに対する議論を踏まえると、もはや、ワクチンの導入に対する検討を止める理由にはならない。

- ① HPAIは、家きんや野鳥の糞・呼吸器分泌物・死体、ハエ・ネズミ類や靴・衣類から鶏に接触感染するといわれてきたが、今日では、更に、感染鶏の羽毛やフケを含む塵埃等が空気と共に鶏舎内に運ばれ、飼養鶏に空気感染するとの見解も追加された。接触感染に対しては、厳重なバイオセキュリティにより鶏舎内へのウイルスの侵入を防止できるが、空気感染に対

してはバイオセキュリティにより鶏を保護することは極めて困難である。「鶏を病原体に近づけない方式」及び「摘発淘汰方式」である現行のバイオセキュリティでは、HPAI の発生リスクをある程度低減することはできても排除はできず、また、感染を発見してから殺処分を開始するという方法では、陽性の確定診断が出て防疫措置を始めるころにはすでにウイルスは他に蔓延しており常に後手となる。

- ② 上記の課題があるなかで、分割管理については、導入に多額のコストがかかるだけでなく、その後の、人員の確保や維持管理のコストは多額になり、一定以上の規模を有するすべての農場で導入することは容易ではない。また、不織布については、ウイルスの直径は0.1 マイクロメートルであり、隙間が最小約 3 マイクロメートルの不織布を換気口に設置しても、ある程度防げるが恒常的に効果があるとはいえない。
- ③ 農場の飼養担当者が、HPAI 発生に対する恐怖への精神的負担は限界に近づいている。また、防疫措置作業負担が深刻化し、自治体職員を含む作業者の負担は大きく、民間団体にゆだねるにしてもその国民負担もまた甚大である。
- ④ 埋却処分に伴う環境問題の発生も深刻化しており(地域住民の反対は養鶏業の存続にも影響)、特に、再発生の農場では、埋却処分での対応は限界にきている。
- ⑤ 今日、HPAI の発生は鶏卵の供給及び価格の不安定化の第一要因になっており、更には、鶏卵需要の縮小を誘発している。
- ⑥ 哺乳類(特に牛、豚)への感染拡大と人への感染報告も増えており、飼養現場に不安が広がっており、社会の公衆衛生上(ワンヘルス)の懸念が大きくなっている。
- ⑦ HPAI 発生時に生じる鶏の大量殺処分は、鶏卵の供給を大きく減少させ、我が国の経済的な損失のみでなく、アニマルウェルフェア(動物福祉)の観点からも問題となっている。
- ⑧ WOH 2023 年 12 月に公表した“Avian influenza vaccination: why it should not be a barrier to safe trade”では、「今日の鳥インフルエンザの蔓延は、養鶏業界、公衆衛生及び生物多様性にとって深い懸念事項となっている。最近の疫学の進歩と野生動物における HPAI の蔓延増加を考えると、より厳格なバイオセキュリティ対策と家禽の大量殺処分では、この疾病を制御するには、もはや十分ではないおそれがある。」旨言及されている。
- ⑨ WOH 陸生動物コード 10.4.1 の6は、「HPAI に対するワクチン接種は、特定の条件下で推奨され得る。使用するワクチンは、陸生マニュアルに規定された基準に基づく必要がある。ワクチン接種は、適切な監視体制により、HPAI(野外株)の感染がないことが担保されていれば、ワクチンの使用が、当該国の清浄国というステータスに影響を与えない」旨規定している。
- ⑩ EU及び米国でのワクチン導入の議論の活発化や WOH 及び WEO 等の国際機関・団体におけるワクチンの導入に関する勧告を踏まえると、諸外国におけるワクチンの導入が今後進展する可能性がある。既に、いくつかの国ではワクチンの試験的導入が始まっており、今後も引き続き、我が国の養鶏業の発展と世界でも最高水準の鶏卵の安定的な供給を確立するため、ワクチン導入に向けた検討を加速することが必要不可欠である。

3. ワクチン導入時に想定される生産者の役割

HPAIのワクチンの導入に当たっては、少なくとも、ワクチン接種プログラムの具体的内容、ワクチン接種後のサーベイランス(ワクチンの有効性検証のためのモニタリング含む)等について、その内容を関係当局等に協力しながら検討していく必要がある。

なお、ワクチンが導入された場合、生産者は、ワクチン接種およびワクチン接種後のサーベイランスやモニタリングにおいて、経済的・人的負担も含め役割を担うこととなる。

4. 接種に用いられるワクチン

製造・輸入承認を受けた製品の中から選択されたワクチンが、その用法および用量(製品の添付文書に記載される)に沿って接種される。なお、接種対象となる農場は、今後関係当局等によって限定される可能性があるが、接種を希望する農場が適切な方法により接種ができるような体制が構築されることが必要である。現時点のワクチンの開発状況を踏まえると、接種予定となるワクチンは、以下より選択されるべきである。

(1) ワクチンのウイルスタイプ(亜型)

ワクチンのシード(種)ウイルスは、最近の国内における発生状況を踏まえ、当面の間、H5 亜型が優先されるが、今後の野外ウイルスの動向により H7 亜型も検討される可能性はある。また、場合によっては H5+H7 の 2 価ワクチンもありうる。

(2) ワクチンの種類および用法・用量

1) 既承認ワクチン

現在、国内には備蓄用として承認された4社のワクチン(いずれも H5亜型の不活化ワクチン、8日齢もしくは4週齢以上の皮下あるいは筋肉内接種)がある。備蓄用は国内で流行拡大が懸念される事態にのみ利用されるが、免疫の持続期間や接種方法が大きく改善されれば、予防ワクチンとして利用される可能性がある。

2) 未承認ワクチン

現在、国内では未承認であるものの、海外では承認もしくは開発段階の有望なワクチンがあり、以下にその概要をタイプ別に示す(A～C)。なお、国内での承認を得るには、通常の手続きを経る場合には、数年間を要すると推察される。

なお、野外では鶏舎内に侵入するウイルス量はワクチンの有効性(攻撃)試験に使用したウイルス量よりも遥かに少量であるので、バイオセキュリティと組み合わせることにより何れのワクチンについてもワクチンの有効性(攻撃)試験の成績よりも一段と高い効果を期待できる。

A タイプ: HVT ベクターワクチン/卵内あるいは初生皮下接種(必要に応じ、ブースターワクチンを接種すること等により、飼養期間における免疫効果を維持することが可能)

B タイプ：全粒子もしくは組換え蛋白の不活化ワクチン／初生～8 日齢皮下接種(必要に応じ、追加接種が必要)

C タイプ：mRNA ワクチン／初生および 3～4 週齢筋肉内の 2 回接種

3) ワクチン選択時に考慮すべき点

① 早い日齢から免疫が成立し、長期間持続すること(可能ならアウト時まで)

② 接種が容易であること(卵内あるいは初生時接種が好ましい)

③ 免疫能(感染防御能)が高く、R 値が低いこと($R \leq 1$)

*R 値:野外ウイルスが感染した場合に排泄されるウイルスにより同居感染を起こす力

④ サーベイランス(DIVAを含む)が有利にできること

(3) ワクチン接種の対象範囲と契機

ワクチン接種の対象範囲については、接種後のサーベイランス等を考慮すると、国全体ではなく、県あるいは地域等に限定されることが望ましい。また、今年から発効された大臣指定地域もしくはその中の一部の農場等をベースに範囲が設定される方法も考えうる。ワクチン接種については、生産者の意向も反映する必要がある。

ワクチンを接種する契機は、ワクチン接種が可能となった後、速やかに実施することが望ましいが、行政担当部局が接種対象単位を定めて承認する可能性もある。また、左記の接種に対し、接種を中止(禁止)する契機は、下記の「5. ワクチン接種後のHPAI感染の監視(サーベイランス)」の結果等を踏まえて判断されることが望ましい。

5. ワクチン接種後のサーベイランス

WOAH の方針や EU 諸国の状況を見ると、ワクチン接種後は鶏群の監視(サーベイランス)が必要になるが、どのようなサーベイランスが必要か、「鳥インフルエンザワクチン実用化検討会」で議論され当局から示されるであろうが、接種農場の生産者は、このサーベイランス実施に協力しなければならない。

(1) 実施内容の概略

1) パッシブサーベイランス：毎日の飼養管理の中で死亡・淘汰状況を観察、記録し、異常があれば直ちに県に通報する(現行の異常通報義務にあたる)。

2) アクティブサーベイランス：毎月または半月毎に、死亡鶏 15 羽／農場を対象に気管スワブをサンプリング、PCR(qRT-PCR)法でウイルスの存在を確認するために専門検査機関に送付する。

3) ワクチン抗原の有効性確保及び免疫レベルの評価のために、必要に応じ血清学的検査を行う。

(2) 検査結果への対応

上記検査により野外ウイルスのワクチン接種群への侵入が確認された場合の対応を、接種前に確定しておく必要がある。この対応はサーベイランスの検討内容に含まれるべきである。重要な点は、サーベイランスの結果において、ある農場の1サンプルのPCR検査において陽性となった場合に、即全羽殺処分となるのか、あるいは、再検査をおこなうのか等について、ワクチン接種前に決められているべきである。

(3) サーベイランスの評価

ワクチン接種は一定期間継続して実施される可能性が高いが、接種が始まった場合、毎年、農場単位での検査結果が県あるいは全国規模で集計され、それをもとに行政担当部局によって総合評価が行われることとなる。その評価をもとに、ワクチン接種の継続(拡大・縮小・修正等)、あるいは中止が決定される。なお、分離された野外ウイルスの情報等は新たなワクチン開発へ利用することも可能となる。

6. 今後の課題

上記4～5に係る、より具体的な内容については、今後、日本養鶏協会に対し、情報提供といった要請等があった場合は、これに積極的に協力していく必要がある。その他、現時点で把握できる今後の課題は以下のとおりである。

(1) ワクチンに関する普及啓発

令和7年5月に実施したアンケート(日本養鶏協会員 661 名対象:回答 270)によると、「ワクチンを導入すべき」60.4%、「導入すべきでない」7.8%、「わからない」31.9%となっている。回答については、地域差があり、九州沖縄地域における「導入すべき」50.9%から中国・四国地域における「導入すべき」68.1%までとなっており、飼養羽数別にみると、飼養羽数 10 万羽未満における「導入すべき」54.3%から飼養羽数 100 万羽以上における「導入すべき」75.0%と隔たりがある。また、導入すべきでないとする人の主な理由として「効果的なワクチンが無いから」、「輸出への影響」、「モニタリング体制の構築が難しい」ことが挙げられ、また、わからないと答えた人も同様の理由であった。

以上を踏まえると、「導入すべきでない」または「わからない」と回答した生産者(全体の約4割弱)は、現存する国産の不活化ワクチンを想定して回答しているか、または、ワクチンの効果と課題に関する情報を得ないまま回答している可能性が高いことが推察される。このことから、日本養鶏協会は、今後も、鶏卵生産者に対し、ワクチンについての簡潔かつ正確な情報をできるだけ多く提供していく必要がある。

(2) 費用対効果の分析

上述したワクチンを導入するにあたり、国民に加え、国並びに地方公共団体、研究機関等の財政的・人的な理解と支援が必要不可欠であることから、ワクチンの導入にあたっては、現行の防疫体制とワクチンを導入した新たな防疫体制とで、社会的コストを算定し比較することが求められる。国がその算定を行う際に、日本養鶏協会に対し情報提供の要請等があった場合、可能な限り協

力していく。なお、費用として算出できない、商圏の喪失、日給者の失業、精神的疲労及びアニマルウェルフェアの観点からの効果も無視できないことに留意する。

(3) 国際貿易上の課題

ワクチン接種後の輸出入規制に係る課題の検討については、米国、EU 各国・地域の動向を踏まえ対応する必要がある。なお、具体的なワクチン接種後の輸出入体制については、我が国の鶏卵輸出入国と協議をして決めていくこととなるが、WOAH が 2023 年 12 月に公表した“Avian influenza vaccination: why it should not be a barrier to safe trade”において、「WOAH 国際基準に従い、監視により感染がないことが裏付けられている場合、ワクチン接種は、清浄国であるとのステータスに影響を与えない。家禽および家禽製品の取引は、ワクチン接種と並行して安全に行うことができる。」旨言及されていることを踏まえる必要がある。そのうえで、両国で、HPAI ワクチン接種を認める場合には、両国は、それぞれ、監視情報を含むワクチン接種に関する情報を提供する必要があるが、一部の貿易相手国は予防的アプローチを採用し、ワクチン接種済みおよび未接種の家禽、家禽製品、またはその両国の輸出入に対して、輸入禁止、追加検査、または認証要件などの制限が求められる可能性があることにも留意する必要がある。

なお、HPAI 発生時の輸出入規制については、各国との2国間協議により判断することになる。我が国の鶏卵輸出促進政策を考慮すると、HPAI 発生時の制限は、都道府県単位ではなく一定規模の疫学単位(例:半径 10 km(搬出制限区域))で行うことが望ましい。しかしながら、先方の防疫に対する方針によっては、国または県レベルを単一の疫学的単位として扱っており、より細分化した地域区分を認めず、我が国全体や都道府県単位で貿易制限の影響を受ける可能性がある。

以上